

## 1. 諮問事項 今後の水資源政策のあり方について

### 2. 諮問の趣旨

我が国は、戦後、産業の著しい発展、都市人口の急激な増加と集中及び生活水準の向上を背景として、大都市圏を中心に、深刻かつ慢性的な水不足に直面した。このため、昭和36年に水資源開発促進法が制定され、利根川、淀川等7水系を指定水系として、水資源開発基本計画（以下、「フルプラン」という。）に基づいて水資源開発施設の整備が進められてきた。また、全国では、水資源に関する総合的な諸施策を検討する上での指針となる全国総合水資源計画（ウォータープラン）を策定している。

その結果、フルプラン指定水系ではフルプランに位置づけられた水資源開発施設の多くが完成し、現在も整備が行われており、現行フルプランに計画された供給の目標は概ね達成される見通しである。一方で、現行フルプランの目標年次における水需給バランスの達成には至らない水系も存在している。

今年夏には、渇水により各地で取水制限が実施され、地域によっては市民生活や社会経済活動に支障を与えるような深刻な状況が懸念されるなど水の安定供給の重要性が改めて認識されたところである。

このような状況の中で、水資源の分野においては近年では新たに次のようなリスクや課題などが顕在化している。

- ① 東日本大震災、笹子トンネル事故等を教訓として、大規模災害（地震、津波、洪水）や事故、水質障害、テロ等に対する水インフラの脆弱性、急速に進行する水インフラの老朽化に伴う事故などに起因する広域かつ長期の断水などのリスク。
- ② 地球温暖化に伴う気候変動が指摘されており、近年及び今後の降雨量の変動幅の増大、積雪量の減少及び融雪の早期化などによる渇水リスク。
- ③ 地球温暖化の緩和を目的とした二酸化炭素の排出の少ない低炭素社会の構築が地球規模的な課題であり、再生可能エネルギーの利用、省エネ化の推進等。
- ④ 生活・自然環境において、社会における水の有効利用や節水の促進、人の生命・健康に関わる安全でおいしい水の確保、地下水の保全と利用、豊かな水環境・生態系の形成などの社会からの要請。
- ⑤ 健全な水循環の確保や雨水の利用促進に関する社会からの要請に対する水資源政策としての対応。
- ⑥ 世界では依然として約8億人が安全な水の供給が受けられない状況や、世界各地で洪水、干ばつが頻発しており、これらの課題への我が国の国際貢献のプレゼンス強化や、我が国の優れた水インフラ技術の国際市場における競争力の強化。

「21世紀は水の世紀」と言われて久しいが、人口減少社会を迎える中で我が国を取り巻く様々な環境に適切に対処し、「安全で安心できる社会」を未来の世代に着実にかつ確実に繋いでいかなければならない。そのためには、「防災・減災対策」、「社会インフラの老朽化・メンテナンス対策、耐震化」などを通じて、さらには、あらゆるリスクに対してハード対策とソフト対策を組み合わせ、柔軟かつ臨機に対応できる幅を持った社会システムの構築を目指していく必要がある。その際、水資源に関する施策を効果あるものにするために、継続的に水資源に関する教育や普及啓発をシステムの一つとして組み込んでおくことも求められる。

以上のような水資源政策の経緯、社会情勢の変化等を踏まえ、全ての国民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができる社会の構築を目指して、今後の水資源政策のあり方について諮問するものである。